

南相馬市認定こども園条例及び南相馬市認定こども園の運営及び  
管理に関する規則並びに条例制定等に伴う関係例規を改正する件  
(概要)

1 趣旨

小高区認定こども園を、公の施設及び幼保連携型認定こども園として位置付けるため条例を制定するとともに、同園の管理運営に関する規則を制定するもの。

2 認定こども園について

(1) 認定こども園関係

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

(保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変わっても、通い慣れた園を継続して利用できる。)

地域における子育てを行う支援

(全ての子育て家庭を対象に子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行う。)

(2) 小高区認定こども園関係

- ・場所 小高区関場二丁目21番地
- ・施設面積 3,902㎡(園庭815.5㎡)
- ・建物延床面積1,117㎡
- ・建物構造 鉄骨造平屋建て
- ・施設定員123人(開園時利用定員60人)

施設定員 123人

(単位:人)

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号認定				15	15	15	45
2号・3号認定	9	12	12	15	15	15	78
園児数	9	12	12	30	30	30	123

開園時利用定員 60人

(単位:人)

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号認定	/			4	6	6	16
2号・3号認定	6	6	6	8	9	9	44
園児数	6	6	6	12	15	15	60

1号認定: 満3歳以上で、教育(幼稚園)を希望する場合

2号認定: 満3歳以上で、保育を必要とする事由に該当し、保育を希望する場合

3号認定: 満3歳未満で、保育を必要とする事由に該当し、保育を希望する場合

・職員18人(園長1人、保育教諭13人、子育て支援1人、調理員3人)

・教育・保育時間

	7時	8時	12時	13時30分	18時	19時
1号認定	登園 <教育時間>		昼食 <教育時間>	降園 (預かり保育)		
2号認定	登園	保育時間 <教育時間>	昼食 <教育時間>	保育時間	降園	(延長保育)
3号認定	登園	保育時間	昼食	保育時間	降園	(延長保育)

・事業内容

預かり保育(対象: 1号認定児 教育時間終了から午後6時までの保育)

延長保育(対象: 2号・3号認定児 午後6時から午後7時までの保育)

一時預かり(対象: こども園・保育園等に通園していない1歳から就学前までの児童 午前7時から午後7時までの保育)

### 3 条例の内容

定める項目	条項	内 容
名称・位置	第2条	名称: 小高区認定こども園 位置: 小高区関場二丁目21番地
事業	第3条	認定こども園で行う事業 ・子どもに対する教育及び保育 ・延長保育事業 ・預かり保育事業 ・子育て支援事業のうち、市長が必要と認める事業
委任	第4条	・認定こども園の管理及び運営に関し必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、市長が別に定める。

関係条例 改正	附則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小高区認定こども園開園に併せて、おだか保育園及び小高幼稚園を廃止するため、「南相馬市保育所条例」及び「南相馬市立幼稚園条例」の一部を改正する。</li> <li>・認定こども園の文言を加えるため、「南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例」及び「南相馬市立幼稚園預かり保育条例」の一部を改正する。</li> </ul>
------------	----	---

#### 4 規則の内容

定める項目	条項	内 容												
定 員	第3条	小高区認定こども園 123人												
休業日	第5条	<table border="0"> <tr> <td>【1号認定園児（幼稚園）】</td> <td>【2・3号認定園児（保育園）】</td> </tr> <tr> <td>・日曜日及び土曜日</td> <td>・日曜日</td> </tr> <tr> <td>・国民の祝日</td> <td>・国民の祝日</td> </tr> <tr> <td>・学年始業休業日</td> <td>・1月2日・3日、12月29日</td> </tr> <tr> <td>・夏季及び冬季休業日</td> <td>から31日まで</td> </tr> <tr> <td>・学年末休業日</td> <td></td> </tr> </table>	【1号認定園児（幼稚園）】	【2・3号認定園児（保育園）】	・日曜日及び土曜日	・日曜日	・国民の祝日	・国民の祝日	・学年始業休業日	・1月2日・3日、12月29日	・夏季及び冬季休業日	から31日まで	・学年末休業日	
【1号認定園児（幼稚園）】	【2・3号認定園児（保育園）】													
・日曜日及び土曜日	・日曜日													
・国民の祝日	・国民の祝日													
・学年始業休業日	・1月2日・3日、12月29日													
・夏季及び冬季休業日	から31日まで													
・学年末休業日														
開園時間	第6条	午前7時から午後7時まで												
教育及び保育時間	第7条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1号認定園児 午前8時から午後1時30分まで</li> <li>・2号・3号認定園児のうち保育標準時間の者 午前7時から午後6時まで</li> <li>・2号・3号認定園児のうち保育短時間の者 午前7時から午後6時までのうち8時間</li> </ul>												
入園・退園・ 保育の解除 関係	第11条 から 第15条	入園、退園及び保育の解除に関する手続・様式を規定												
延長保育事業	第18条	延長保育の実施に関しては、南相馬市延長保育実施要綱によるものとする。												
預かり保育 事業	第19条	預かり保育の実施に関しては、南相馬市幼稚園預かり保育に関する規則によるものとする。												
一時預かり 保育事業	第20条	一時預かり保育の実施に関しては、南相馬市一時預かり事業実施規則によるものとする。												

#### 5 南相馬市認定こども園条例制定に伴う関係例規の改正

南相馬市認定こども園条例制定に伴い、次の規則等に「認定こども園」、「保育教諭」等の文言を加えるため規則4件、訓令4件、告示1件の改正を行う。

「保育教諭」とは、幼保連携型認定こども園の勤務に必要な保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有するものをいう。

【規則】

- ・南相馬市事務組織規則の一部改正
- ・南相馬市職員の初任給・昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正
- ・南相馬市一時預かり事業実施規則の一部改正
- ・南相馬市立幼稚園預かり保育に関する規則の一部改正

【訓令】

- ・南相馬市決裁規程の一部改正
- ・南相馬市公印規程の一部改正
- ・南相馬市職員服務規程の一部改正
- ・南相馬市職員の被服等支給貸与規程の一部改正

【告示】

- ・南相馬市延長保育実施要綱の一部改正

6 施行日 令和2年4月1日

ただし、認定こども園の入園に係る募集等必要な準備行為は、施行前においても、行うことができる。

7 今後の日程

9月	9月議会提案
10月	園児募集
11月	園児申し込み 園舎工事完了予定
12月	内覧会、認可申請手続
3月末	小高幼稚園閉園
4月1日	小高区認定こども園開園

8 参考（小高幼稚園・おだか保育園について）

項目	小高幼稚園	おだか保育園
1 設置	昭和44年4月	昭和39年10月
2 現施設建設時期	平成7年3月	昭和59年3月
3 園地面積	2,290 m <sup>2</sup>	5,511 m <sup>2</sup>
4 園舎面積	376 m <sup>2</sup>	994.86 m <sup>2</sup>
5 定員	105人	180人
6 現園児数	13人	休園

令和元年7月18日小高区地域協議会資料  
こども未来部こども育成課